

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「企業は公器である」との考え方に立脚し、ステークホルダーの皆様に対して、公正・誠実な姿勢を貫くことを基本としてまいりました。これをコーポレート・ガバナンスの取り組みにも反映しており、具体的には、経営の透明性の確保、説明責任の強化、企業倫理の徹底等を図っております。この考え方を、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として位置付けています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	20,340,000	11.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	16,614,000	9.02
富国生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	12,001,000	6.52
帝人株式会社	6,028,356	3.27
資産管理サービス信託銀行株式会社	4,061,000	2.21
日本無線株式会社	3,370,000	1.83
JPモルガン証券株式会社	3,272,000	1.78
株式会社みずほコーポレート銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2,300,000	1.25
日本毛織株式会社	2,282,000	1.24
四国化成工業株式会社	2,100,000	1.14

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	繊維製品
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は国内の上場子会社として新日本無線株式会社を有しています。当社では、「関係会社運営規定」を定め、関係会社の自主性の尊重と経済合理性に則った経営を基本方針とし、各子会社の事業の拡大・発展と業績の向上を図っています。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
秋山智史	他の会社の出身者				○				○	
花輪俊哉	学者								○	
加藤紘二	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
秋山智史	独立役員	富国生命保険相互会社の取締役会長であり、これまでの経営経験を当社の経営に活かしていただけると判断した為であります。なお、同氏は取引所の定める事由のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
花輪俊哉	独立役員	一橋大学商学部教授・商学部長、日本金融学会会長等を歴任されており、主に金融・財務に関する専門的な知識を当社の経営に活かしていただけると判断した為であります。なお、同氏は取引所の定める事由のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
加藤紘二	——	佐世保重工業株式会社、興銀ファイナンス株式会社、株式会社長谷工コーポレーションの取締役等を歴任されており、これまでの経営経験を当社の経営に活かしていただけると判断した為であります。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

2006年6月の定時株主総会以降、社外取締役が選任されています。2009年度の取締役会は臨時取締役会を含めて16回開催されました。そのうち、秋山社外取締役には11回、花輪社外取締役には16回すべてに、加藤社外取締役には16回すべてに出席して頂き、経営活動を監視して頂きました。また、当社は2006年6月の定時株主総会での決議に基づき、同日の取締役会において、買収防衛策の導入を決定いたしました。同防衛策は2009年6月の定時株主総会で、継続が承認されています。同防衛策において、当社取締役会が大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かを検討するための諮問機関として設置する「企業価値委員会」の委員を、社外取締役には務めて頂きます。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

監査役の人数

4名

## 監査役と会計監査人の連携状況

当社は2008年6月の定時株主総会以降、監査法人ペリタスと監査契約を結んでいます。

監査役は会計監査人と定期的に打合せを実施し、会計監査の状況について報告を受けるとともに、改善の必要性の有無等を検討・確認し合っています。また、例えば当社各部門や子会社の棚卸に際し会計監査人と連携して立会いを実施するなど監査の実効性を高めるよう努めています。また、決算監査に関しては、会計監査人より監査報告書の提出を受けるとともに、監査方法、監査結果について報告を受けています。

## 監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、経営戦略センター内に監査室を設置しています。監査室は主として国内の当社事業場や子会社の会計監査を定期的に行い、定期報告会において監査役に報告を行なうとともに監査役監査の状況についても意見交換を行い、監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
川上 洋	他の会社の出身者								○	
富田俊彦	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
川上 洋	独立役員	セントラル硝子株式会社の代表取締役副社長執行役員を務められた経験があり、これまでの経営経験を当社の業務執行の指導および監査に活かしていただけると判断した為であります。なお、同氏は取引所の定める事由のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
富田俊彦	独立役員	四国化成工業株式会社の取締役常務執行役員であり、これまでの経営経験を当社の業務執行の指導および監査に活かしていただけると判断した為であります。なお、同氏は取引所の定める事由のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

社外監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、経営活動を監視しています。2009年度の取締役会には臨時取締役会を含めて16回開催されました。川上社外監査役、富田社外監査役には共に16回すべてに出席して頂き、貴重な提言を頂きました。

また、昨年度の監査役会は12回開催されました。川上社外監査役、富田社外監査役には共に12回すべてに出席して頂きました。

また、株主総会で継続が承認された買収防衛策において、当社取締役会が大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かを検討するための諮問機関として設置する「企業価値委員会」の委員を、社外監査役に務めて頂きます。

なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2010年6月の株主総会において、補欠監査役1名を選任しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、社内取締役と従業員(執行役員を含む:以下同じ)に対して新株予約権を無償で発行することを、2006年以降の定時株主総会において毎回

決議しています。2006年度から2009年度の発行実績は以下のとおりです。(新株予約権1個当たりの株式数は普通株式1,000株)

2006年度:143個(社内取締役8名で計51個、従業員38名で計92個)

2007年度:154個(社内取締役9名で計58個、従業員38名で計96個)

2008年度:156個(社内取締役8名で計52個、従業員42名で計104個)

2009年度:154個(社内取締役8名で計52個、従業員42名で計102個)

なお、2010年6月の定時株主総会において、社内取締役に対して75個を上限とし、また、従業員に対して125個を上限として、新株予約権を無償で発行することを決議しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の社内取締役と従業員(執行役員を含む)のうち、当社の経営上重要な地位にあるものをストックオプション付与対象者として、取締役会決議によって決めました。

#### 【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況 **更新**

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

- 役員区分ごとの対象となる役員の員数および報酬等の総額(報酬等の種類別の総額)  
社内取締役 9名 総額 241百万円(基本報酬 170百万円、賞与 54百万円、ストックオプション 16百万円)  
社内監査役 3名 総額 30百万円(基本報酬 29百万円)  
社外役員 5名 総額 35百万円(基本報酬 35百万円)

(注1)報酬限度額

取締役 年額400百万円

(取締役の支給額には、使用人兼務取締役に対する給与相当額は含まれていません。また、ストックオプションとしての新株予約権の報酬額は別枠で年額400百万円以内です)

監査役 年額 70百万円

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役には、経営戦略センターより取締役会資料を事前(通常3営業日前)に配布し、取締役会にて十分な議論が尽くせる体制をとっています。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

当社は、豊富な経験と深い知見を保有している社外取締役が、客観的・中立的な視点から当社の経営を監視し、また社外監査役および当社出身の常勤監査役が、内部監査部門である監査室と連携することによって業務の適正性を確保していると考えているため、現状の体制を採用しております。

当社は、業務執行における意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。取締役12名中8名の取締役が執行役員を兼務し、その他2名を加えた計10名の執行役員および取締役社長が指名するグループ会社の代表者等により構成される経営戦略会議において、当社および当社グループの業務執行に関する重要な事項について審議しています。

毎月開催される取締役会では、重要な規則の制定および改廃や、中長期経営計画、年度・全社部門別経営計画およびそれらの修正に関する決議に基づき、取締役の職務執行を監督しています。

監査役は毎月開催される定例の取締役会の他、臨時取締役会にほぼ参加し、適宜意見を述べると共に経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めています。また、監査役は経営戦略会議に適宜出席し意見を述べております。さらに、監査役は監査の方針、業務の分担等に基づき監査室および会計監査人と連携し、当社の監査および子会社等の調査を実施し監査の充実を図っています。

当社の内部監査組織である監査室は、業務執行ラインから独立した社長直属の組織である経営戦略センターに属しています。また、当社は、監査法人ベリタスと監査契約を結び監査を受けることで、公正な立場からの監査が徹底されています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2010年3月期の株主総会は2010年6月29日に実施し、株主総会招集通知は2010年6月7日に発送しています。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎中間・期末の決算発表後に、当社において説明会を実施しています。毎回80名以上のアナリスト・機関投資家の方々にご参加頂き、社長、事業支援センター長、一部の事業部門の責任者が説明を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2009年度は12月9日に、社長出席のもと、4カ国4機関投資家とのIRミーティングを行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、定時株主総会の招集・決議通知、決算短信、事業報告、有価証券報告書、アニュアルレポート、プレスリリース資料などをタイムリーに掲載し、常に内容の充実を図っています。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略センター内のCSR室IR広報グループが、IRを担当しています。	
その他	<p>当社の会社情報の適時開示に係わる社内体制の状況は、次の通りです。</p> <p>1.適時開示の基盤となる企業理念ならびに行動指針について 当社グループは、グループ綱領に基づき、企業行動憲章を定めています。その中で、会社情報の適時開示に係る基本的な考え方として、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行ない、企業情報を積極的かつ公正に開示する」と規定しています。加えて、企業行動憲章を具現化するための行動基準を、別途設けています。</p> <p>2.重要情報の管理について 当社グループでは、重要情報の管理およびインサイダー取引の未然防止のため、インサイダー情報管理規定を設け、情報管理責任者および情報管理担当者を配置しています。情報管理責任者は、証券取引所に届け出た情報取扱責任者がこれにあたり、重要情報を統括・管理しています。また、情報管理担当者は、各主要子会社の長がこれにあたり、グループ全体の重要情報を管理しています。</p> <p>3.重要情報の開示について 重要情報の開示については、情報取扱責任者の指示に基づき、事業支援センター財経・情報室財経グループが、開示資料を適時開示情報伝達システム(TDnet)で提出し、その後、経営戦略センターCSR室IR広報グループが報道機関への配布ならびにインターネット上の当社ホームページ・社内イントラネットに掲載し、情報の周知を図る体制となっています。</p>	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、1998年1月に「企業行動憲章」を制定し(最終改定は2009年6月)、その中に当社および当社従業員が果たすべき「ステークホルダーの立場の尊重」を盛り込んでいます。また、2007年4月には「人権憲章」を制定しました。さらに、顧客・取引関係者・従業員などの個人情報を適切に扱うことを企業の重要な社会的責任と考え、2005年1月に「個人情報保護憲章」を制定しました(最終改定は2009年4月)。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページに「CSR」という項目を設け、CSR報告書を公開しています。また、環境問題を事業活動の重要な柱のひとつと捉え、地球環境の改善に積極的に取り組むことを企業の重要な社会的責任と考え、1993年6月に「環境憲章」を制定しました(最終改定は2008年10月)。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、日清紡グループ「綱領」および「グループ企業理念」に基づき、グループ全体に健全な企業風土を醸成しています。業務執行の場においては、業務執行プロセスの中に問題発見と改善の仕組みを設け、以下のとおり内部統制のシステムを整備しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
(1)取締役および執行役員は、グループにおけるコンプライアンスの確立、ならびに法令、定款および社内規定の遵守の確保を目的とする「企業行動憲章」を率先垂範しています。また、これを具現化するための人権憲章、環境憲章、製品安全憲章およびコンプライアンス行動指針を整備し、従業員に対してこれらの遵守の重要性を繰り返し教育することにより、周知徹底を図っています。  
(2)社長をコンプライアンスの最高責任者とし、社長直属の企業倫理委員会は、グループの企業倫理に関する制度・規定の整備および運用を担っています。企業倫理委員および社外の顧問弁護士を受付窓口とする企業倫理通報制度により、法令違反行為などの早期発見、是正を図っています。社長は企業倫理に関する重要事項を取締役に報告しています。  
(3)社外取締役の参画により、取締役会の監督機能を充実させ、経営の透明性向上を図っています。執行役員制の採用により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能強化を図っています。  
(4)グループの内部監査を担当する組織として、業務執行ラインから独立した監査室を設けています。監査室は、各部門の業務執行状況の内部監査を行い、適正かつ合理的な業務遂行の確保を図っています。  
(5)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係機関と緊密に連携し、事由の如何を問わず、グループとして組織的に毅然とした姿勢をもって対応しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
(1)法令・社内規定に従い、株主総会・取締役会などの重要な会議の議事録、経営の重要な意思決定・執行に関する記録および会計帳簿などの会計に関する記録を作成、保管しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(1)取締役および執行役員は、グループの企業価値の維持・向上および事業活動の持続的成長を阻害するすべてのリスクに適時・適切に対応するため、リスク管理に関する制度・規定を整備し、リスク予測、対策の立案・検証および緊急時対応などのリスクマネジメントを実施しています。  
(2)社長をリスクマネジメントの最高責任者とし、統括責任者および各部門の責任者を定め、リスクマネジメントを実施しています。統括責任者の下にグループの事務局としてコーポレートガバナンス室を置き、リスクマネジメントの管理運用・教育支援を担当しています。  
(3)経営上の重要なリスクへの対応方針などについては、経営戦略会議などで十分に審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会に報告しています。  
(4)各部門は、担当業務に関して優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対策を決定し、適切なリスクマネジメントを実施しています。管理部門は、担当事項に関して事業部門が実施するリスクマネジメントを横断的に支援しています。  
(5)法令違反、環境、製品安全、労働安全衛生、情報セキュリティ、自然災害などの各部門に共通する個別リスクについては、それぞれに対応した規定を整備し、これに従ってリスクマネジメントを実施しています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1)取締役会の規模を適正に維持することにより、経営戦略・方針の意思決定を迅速化しています。また、取締役の任期を一年とし、毎年定時株主総会で取締役に対する株主の評価を確認することにより、事業年度に関する責任の明確化を図っています。  
(2)執行役員制の採用により、業務執行における意思決定を迅速化しています。  
(3)営業規則・決定権限規定に基づく業務分掌および権限分配により、職務執行の効率化を図っています。
5. 日清紡グループにおける業務の適正を確保するための体制  
(1)日清紡グループの業務運営に関する制度・規定を整備し、この制度・規定を適切に運用することにより、グループの業務の健全性および効率性の向上を図っています。  
(2)グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社運営規定に従い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡などを受けています。  
(3)グループ各社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らして適正に行っています。  
(4)日清紡グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する体制を整備するとともに、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、その評価、維持および改善活動を継続的に進めています。  
(5)グループ各社に取締役・監査役を派遣し、業務執行を監督・監査しています。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
(1)監査役は、監査室等に所属する従業員に監査業務に必要な事項を指示することができます。  
(2)監査役から監査業務に関する指示を受けた従業員は、監査役の指示事項に関し、取締役、所属部門の上司その他の者の指揮命令を受けません。
7. 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(1)監査役は、取締役会およびグループの重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、取締役、執行役員および従業員から業務執行の状況について報告を受けます。また、取締役会議事録などの業務に関する記録を閲覧することができます。  
(2)取締役、執行役員および従業員は、日清紡グループの信用の大幅な低下、業績への深刻な悪影響、企業倫理に抵触する重大な行為またはこれらのおそれが生じたときは、監査役に対して速やかに報告を行います。また、経理部門、監査室などの責任者は、その職務の内容に応じ、監査役に対する報告を行います。  
(3)監査役と監査室との連絡会を定期的開催し、監査室は内部監査に関する重要な事項を監査役に報告するとともに、監査役と監査室の連携を図っています。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況)

### 1. 基本的な考え方

「内部統制システムについての基本的な考え方」の第1項に記載したとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても、組織的に毅然とした姿勢をもって対峙し、その不当な要求については、関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備しています。

### 2. 整備状況

- ・基本的な考え方の内容は企業行動憲章に含まれており、グループの全従業員に対して教育を実施しています。
- ・反社会的勢力による不当要求事案の発生時は、経営戦略センターを対応部署とし、警察等関連機関とも連携し対応します。

## 1. 買収防衛に関する事項

当社は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上のため、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策の導入を2006年6月の株主総会で決議し、同日の取締役会で決定しました。また、2009年6月の株主総会で当買収防衛策の継続が承認されています。

当買収防衛策は、特定株主等の議決権割合が20%以上となることを目的とする買付行為、または結果として特定株主等の議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除く）に対して、大規模買付者および当社取締役会から必要・十分な情報を提供し、大規模買付行為に応じるか否かの株主の皆さまの判断を支援することを目的としています。

大規模買付者が情報提供の要請に応じない場合、または大規模買付行為が当社の企業価値を著しく損なう可能性があると思われる場合には、企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のため、法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置、すなわち新株予約権の発行等により対抗します。

なお、当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、当社の社外取締役と社外監査役により構成される企業価値委員会の勧告を、最大限尊重いたします。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、経営戦略センター内にCSR室、コーポレートガバナンス室および監査室を設置し、下記事項を通しグループ全体のCSR活動・内部統制の一層の強化に取り組んでいます。

1. 企業の社会的責任（CSR）を果たし、企業価値の持続的な向上を図ります。
2. リスクマネジメントを通じ、企業の持続的な経営基盤の安定化を図ります。
3. 内部統制を強化し、ステークホルダーの期待に沿う経営を行います。

